

報酬審議会に提出する資料

	審議会に示すべき事項
1	近年における消費者物価上昇率
2	人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の給与月額
3	過去における特別職の職員の給与改定の状況
4	一般職職員の給与改定の状況
5	議会費の前5か年の一般財源構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込み
6	当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民一人当たり額と類似地方公共団体のそれとの比較
7	議会議員の活動状況

23

報酬審議会に示す事項の内容(1)

近年における消費者物価上昇率

(「2020年基準消費者物価指数全国2024年5月分(総務省)」から抜粋)

年	前年比	年	前年比	年	前年比
2024	2.6	2017	0.5	2010	-0.7
2023	3.2	2016	-0.1	2009	-1.4
2022	2.5	2015	0.8	2008	1.4
2021	-0.2	2014	2.7	2007	0.0
2020	0.0	2013	0.4	2006	0.3
2019	0.5	2012	0.0	2005	-0.3
2018	1.0	2011	-0.3	2004	0.0
2024年は1～5月までの平均値		2003	-0.3		

2003年(平成15年)に旧島田市の議員報酬を改正した以降の物価上昇率は、基準年である2020年(令和2年)までで4.8%の上昇、2021年から2024年5月までで8.1の上昇となっており、議員報酬を改定してから12.9%物価が上昇したことになる。

**前回の議員報酬改定から
12.9%物価上昇**

24

報酬審議会に示す事項の内容(2)

人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の給与月額			
令和3年度決算状況(決算カード)に掲げる市町村類型が島田市と同様のⅡ-2に該当する市			
項目	市長	副市長	教育長
島田市	870,000円	712,000円	652,000円
類似団体平均(79市)	890,300円	730,800円	651,500円
差額	-20,300円	-18,800円	500円

上記79市のうち、標準財政規模2,000万円以上の市(30市)との比較(島田市の標準財政規模は23,533,515円)			
項目	市長	副市長	教育長
島田市	870,000円	712,000円	652,000円
類似団体平均(30市)	905,100円	735,500円	645,200円
差額	-35,100円	-23,500円	6,800円

報酬審議会に示す事項の内容(3-1)

一般職員の給与改定状況(職員平均給料及び給料改定)							
年度	人事院勧告		島田市(全職種)				改定率の根拠
	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	
R5	11,000円(大卒1級初任給) 12,000円(高卒1級初任給)	1.1%	320,518円	325,565円	5,047円	1.126%	人勤に基づくもの
R4	3,000円(大卒1級初任給) 4,000円(高卒1級初任給)	0.30%	326,661円	330,786円	4,125円	1.26%	人勤に基づくもの ※若年層のみ改定
R3	0円	0%	319,303円	319,303円	0円	0%	月例給の改定なし
R2	0円	0%	322,825円	322,825円	0円	0%	月例給の改定なし
R元	1,500円(大卒1級初任給) 2,000円(高卒1級初任給)	0.10%	323,791円	324,314円	523円	0.16%	人勤に基づくもの ※若年層のみ改定
H30	400円	0.20%	323,656円	325,792円	2,136円	0.66%	人勤に基づくもの
H29	400円	0.20%	324,718円	326,386円	1,668円	0.51%	人勤に基づくもの
H28	400円	0.20%	325,104円	326,838円	1,734円	0.53%	人勤に基づくもの
H27	1,100円	0.40%	322,482円	324,407円	1,925円	0.60%	人勤に基づくもの
H26	2,000円(1級初任給)	0.30%	325,882円	327,879円	1,997円	0.61%	人勤に基づくもの ※若年層のみ改定
H25	0円	0%	325,059円	325,059円	0	0%	月例給の改定なし
H24	0円	0%	326,338円	326,338円	0	0%	月例給の改定なし
H23	△899円	△0.23%	330,343円	329,370円	△973円	△0.30%	人勤に基づくもの
H22	△757円	△0.19%	331,512円	330,698円	△814円	△0.25%	人勤に基づくもの

給料改定は人事院勧告に基づくものとなっており、参考に人事院勧告の改定額、改定率を表に加えた。
令和4年度、令和元年度及び平成26年度は初任給の改定となっていることから、当該年度の改定額を除くと過去14年間で改定率が4.906%の上昇、改定額が17,368円の増額となっている。

報酬審議会に示す事項の内容(3-2)

執行部職員給与基準方式と議員報酬上限目安との比較

議員報酬算定の基準方式の一つで、地方公共団体における一般職最高給を勘案して地方公共団体における議員定数と同数の執行部職員の給与を考慮するなどの考え方。

【執行部】

(金額は月額)

項目	平均給料	人数	計
部長級	464,353円	13人	6,036,589円
課長級	438,490円	7人	3,069,430円
計	—	20人	9,106,019円

【市議会】

(金額は月額)

項目	報酬	人数	計
議長	469,000円	1人	469,000円
副議長	424,000円	1人	424,000円
委員長	414,000円	4人	1,656,000円
議員	404,000円	14人	5,656,000円
計	—	20人	8,205,000円

差額
901,019円

27

報酬審議会に示す事項の内容(4-1)

議会費の前5か年の一般財源構成割合及び報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合増加見込み(当初予算ベース)

年度	議会費が占める一般財源 構成割合 (2) ÷ (1) × 100	一般財源総額(千円) (1)	議会費(千円) (2)
R 6	0.54%	41,700,000	226,784
R 5	0.50%	44,695,000	221,918
R 4	0.50%	43,700,000	219,954
R 3	0.56%	39,793,000	222,299
R 2	0.49%	45,887,000	226,279
平年ベース	0.51%	43,365,000	222,885

平年ベースは最上位、最下位を除いた3か年の平均。構成割合は小数点第3位を四捨五入

28

報酬審議会に示す事項の内容(4-2)

議会費の前5か年の一般財源構成割合及び報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合増加見込み（当初予算ベース）

【平年ベース議会費】222,885千円＋【報酬引き上げに伴う議会費年間増加額】12,928千円
＝【報酬引き上げ後の議会費】235,813千円

235,813千円 ÷ 【平年ベース一般財源総額】43,365,000千円 × 100 = 0.54%

現状の構成割合と比較
0.03ポイント上昇

29

報酬審議会に示す事項の内容(4-3)

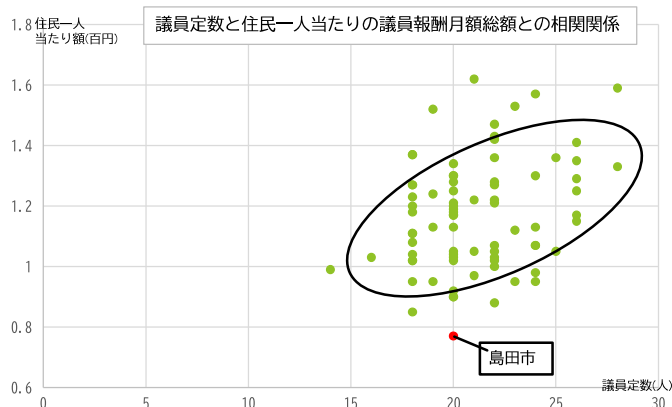
前ページ算出の基礎資料

議員報酬	項目	役職	算出式	合計	差額		
	改定前	議長	435,000円×12か月×1人＝5,220,000円	90,300,000円	8,160,000円		
		副議長	390,000円×12か月×1人＝4,680,000円				
		委員長	380,000円×12か月×4人＝18,240,000円				
		議員	370,000円×12か月×14人＝62,160,000円				
	改定後	議長	469,000円×12か月×1人＝5,628,000円	98,460,000円			
		副議長	424,000円×12か月×1人＝5,088,000円				
委員長		414,000円×12か月×4人＝19,872,000円					
議員		404,000円×12か月×14人＝67,872,000円					
期末手当	項目	算出式 (議員(20人分)月額報酬×加算率×支給率)		合計	差額		
	改定前	【6月期】7,525,000円×1.15×1.700＝14,711,375円 【12月期】7,525,000円×1.15×1.700＝14,711,375円		29,422,750円	2,658,800円		
		改定後	【6月期】8,205,000円×1.15×1.700＝16,040,775円 【12月期】8,205,000円×1.15×1.700＝16,040,775円			32,081,550円	
議員年金給付負担金	項目	算出式 (標準報酬月額×負担率÷100×実人数×月数)		合計	差額		
	改定前	370,000円×29.3÷100×20人×12か月		26,018,400円	2,109,600円		
	改定後	400,000円×29.3÷100×20人×12か月		28,128,000円			
年間増加額	算出式 (議員報酬分差額＋期末手当分差額＋議員年金給付負担金分差額)			年間増加額			
	8,160,000円＋2,658,800円＋2,109,600円			12,928,400円			

30

報酬審議会に示す事項の内容(5)

地方公共団体の議員報酬月額総額の住民一人当たり額 類似公共団体（全国79団体）のそれとの比較



類似公共団体（79団体）との比較では、島田市は約78円で最も低い数値となった。島田市の次に低い団体は滋賀県栗東市の約85円、次いで岐阜県可児市の約88円であった。平均では117円で、島田市は平均より約39円低い数値となった。

31

今後のスケジュール(1)

議会運営委員会としての目標設定

いつまでに

令和7年3月31日（今年度中）までに。

どこまで

議長から市長に対し報酬審議会開催の要望書を提出する。

何をすべきか

- ①報酬審議会に提出する資料等に基づき現状を把握する。
- ②仮算出された結果の妥当性を検討する。
- ③議員報酬に関する論点について考え方を整理する。

R5. 9. 28議運議長
提供資料から抜粋

- ア) 議員報酬を生活給又は生活給に準ずる金額とすべきか
イ) 議員報酬の対象となる活動を一定程度積み上げられるか【済】
ウ) 議員報酬を増額することが議員のなり手不足解消となるか
エ) 議員報酬と議員定数を関連付けて考える必要はあるのか
オ) 政務活動費との関連を考える必要はないのか
カ) 議長・副議長・委員長等の加算の必要はないのか
キ) 住民に対して議員報酬についてどのように理解を得るべきか

32

今後のスケジュール(2)

議会運営委員会としての目標設定

何をすべきか

- ④議員報酬改定検討結果を全議員に説明する。
- ⑤市民に対して議員報酬の見直しに関する説明・意見を求める。
- ⑥議員報酬見直しに関する要望
 - ・要望案の内容を検討
 - ・発議案協議・可決【令和7年2月定例会が必須条件】
 - ・定例会終了後、議長から市長に要望書を提出

改選後の対応

- ア) 報酬審議会での審査（市長の諮問に対する答申）
- イ) 市長から議長に答申内容の報告
- ウ) 報酬見直しが妥当との答申の場合は条例（案）の審議（市内部組織）
- エ) 議案の審査・議決【令和7年9月定例会】
- オ) 予算への計上
- カ) 予算案の審議・議決【令和8年2月定例会】
- キ) 条例施行・報酬額改定【令和8年4月1日】

今後のスケジュール(3)

		議会組織		外部組織														市議会議員改選													
		議会運営委員会	議員連絡会	会派代表者会議	報酬審議会	例規審議会																									
							令和6年						令和7年							令和8年											
							7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6		7	8	9	10	11	12	1	2	3	4		
現状把握	報酬審議会に示す事項をもとに現状を把握する。 ①近年における消費者物価上昇率 ②人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の給与月額 ③一般職職員の給与改定状況 ④議会費の前5か年の一般財源構成割合及び報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合増加見込み ⑤当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民一人当たり額類似公共団体のそれとの比較	①																													
	議員報酬の考え方	②																													
	議員報酬算定の基準方式	③																													
	議員報酬額の算出	④																													
	議員報酬改定検討結果の情報共有	⑤																													
市民意見の聴取	市内各所において議員報酬の見直しに係る説明会を開催し市民意見を聴取・まとめ	⑥																													
議員報酬見直しに関する要望	要望案の内容を検討	⑦																													
	採択、不採択の調査・回答	⑧																													
	発議案協議	⑨																													
報酬審議会での審査	発議案可決	⑩																													
	議会の要望を受け市長が報酬審議会に諮問	⑪																													
	市長の諮問を受けて審議会での審査	⑫																													
例規審議会での審査	審査結果を市長に答申→市長から議長に答申内容の報告	⑬																													
議案の審査・議決	条例（案）の付議・審議	⑭																													
予算措置	条例（案）の審査・議決	⑮																													
予算措置	次年度予算への反映	⑯																													
施行	議員報酬額の改定施行																														